



4 廃第930号  
令和5年2月21日

団体各位

長野市長 荻原 健司  
(環境部廃棄物対策課担当)  
(公印省略)

産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出に係る会員への周知について（依頼）

春寒の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は本市の廃棄物行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、事業場から排出される産業廃棄物の処理を委託する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、排出事業者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、この交付等の状況に関する産業廃棄物管理票交付等状況報告書（管理票報告書）を作成して、知事（市長）へ報告することが義務付けられています。

つきましては、貴団体の会員等に対し報告書の作成及び提出について、別紙により周知をお願いします。

また、本市では、紙によるマニフェストの代わりに「電子情報処理システムを利用した登録及び報告（電子マニフェスト）」の普及を推進しています。

電子マニフェストは、マニフェスト情報を電子化し、産業廃棄物の排出事業者、収集運搬業者及び処分業者の三者が、情報処理センター（（公財）日本産業廃棄物処理振興センター）を介したネットワークシステムでやり取りする仕組みです。

事務処理の効率化、データの透明性確保が図れるほか、情報処理センターが集計して行政への報告を行うため、この報告書の提出が不要になるなどのメリットがありますので、導入の推進について併せて周知をお願いします。

◎電子マニフェストに関するお問い合わせは下記へお願いします。

（公財）日本産業廃棄物処理振興センター サポートセンター

電話番号：0800-800-9023 （問い合わせ時間 9:00～12:00、13:00～16:30）

URL：<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/index.html>

【問い合わせ先】

〒380-8512

長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市役所 環境部廃棄物対策課

TEL：026-224-7320

FAX：026-224-5108

E-mail：[haitai@city.nagano.lg.jp](mailto:haitai@city.nagano.lg.jp)

事業者の皆様へ

長野市環境部廃棄物対策課

令和4年度中に紙によるマニフェストを交付した事業者は、  
産業廃棄物管理票交付等状況報告書を提出してください。

## 1 長野市への報告（提出）対象者

令和4年度中に長野市内の事業場で産業廃棄物を排出し、マニフェストを交付した者

※ ただし、電子マニフェスト交付分は、報告対象外です。

※ いわゆる二次マニフェストを交付した、産業廃棄物の中間処理業者も対象になります。

※ 建設業の方で、長野市内の工事現場で産業廃棄物を排出した場合も対象になります。

※ 長野市以外の事業場でマニフェストを交付した分は、同事業場所在地の都道府県、政令市又は  
中核市が報告書の提出先になります。

※ マニフェストを交付した場合は、量の多少に関わらず報告書の提出が必要です。

## 2 報告書の様式

長野市ホームページに掲載の様式（様式第3号 法施行規則第8条の27関係）をダウンロードして  
使用してください。（当課窓口でも入手できます。）

（URL）<https://www.city.nagano.nagano.jp/n121000/contents/p000562.html>

※ 廃棄物の種類または委託先が多数になり様式第3号に収まらない場合は、同ファイルの「追加  
様式」を複数枚利用してください。

※ ホームページには、記入例などの情報も掲載しております。

## 3 報告書の作成にあたって

(1) 令和4年度中（令和4年4月1日～令和5年3月31日）の紙マニフェストの交付状況について  
とりまとめてください。（電子マニフェスト交付分は、報告対象外です。）

(2) 長野市内に支店・営業所等の事業所が複数ある場合は、それぞれが排出事業場となりますので、  
支店、営業所ごとに報告書を作成してください。

(3) 建築現場のように長野市内で短期間の工事現場が複数ある場合、これらを1事業所としてまとめ  
て報告書を作成してください。その際、事業場の名称欄に「長野市内各工事現場」、又は「管轄する  
支店・営業所等の事業所名」を記入してください。

(4) 提出していただく書類は、報告書のみです。

※ マニフェスト、その写しの添付は必要ありません。

## 4 提出部数

### 1部 (代表者印は必要ありません)

※ 控えが必要な場合は2部提出していただき、受付後、1部を返却いたします。

なお、郵送の場合は、返信用封筒に切手を貼付し同封願います。

## 5 提出期限及び提出方法

### (1) 提出期限

令和5年6月30日(金)

### (2) 提出方法

- ① 「電子メール」 [haitai@city.nagano.lg.jp](mailto:haitai@city.nagano.lg.jp)
- ② 「ながの電子申請」 長野市ホームページ [ながの電子申請サービス](#)  
(URL) [https://s-kantan.jp/city-nagano-nagano-u/offer/offerList\\_initDisplay.action](https://s-kantan.jp/city-nagano-nagano-u/offer/offerList_initDisplay.action)
- ③ 「郵送」 〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地 長野市役所環境部廃棄物対策課
- ④ 「FAX」 026-224-5108
- ⑤ 「持参」 長野市役所第二庁舎3階 廃棄物対策課 窓口

## 6 電子マニフェストについて

本市では、紙によるマニフェストの代わりに「電子情報処理システムを利用した登録及び報告(電子マニフェスト)」の普及を推進しています。

事務処理の効率化、データの透明性確保が図れるほか、情報処理センターが集計して行政への報告を行うため、この報告書の提出が不要になります。

◎ 電子マニフェストに関するお問い合わせは下記へお願いします。

(公財) 日本産業廃棄物処理振興センター サポートセンター

「電話番号」 0800-800-9023 (問い合わせ時間 9:00~12:00、13:00~16:30)

「URL」 <https://www.jwnet.or.jp/jwnet/index.html>

### 【問い合わせ先】

〒380-8512

長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市役所 環境部廃棄物対策課

TEL : 026-224-7320

FAX : 026-224-5108

E-mail : [haitai@city.nagano.lg.jp](mailto:haitai@city.nagano.lg.jp)